

～災害援護資金貸付をご利用の皆様へ～

## 災害援護資金貸付償還金利子補給金事業を実施します

千葉市では、東日本大震災による被災者の経済的負担を軽減するため、災害援護資金貸付償還金利子補給金を支給する事業を実施します。

☞ご申請のタイミングは、償還の翌年度になります。

### ●事業内容●

償還金のうち利子相当額を、償還した年度の翌年度に支給する制度です。

○補助対象者 災害援護資金の借受人等（※）相続人が申請する場合は、別途手続きが必要

○補助率 10/10

### ●手続の流れ●

☞償還が開始された翌年度（6月頃）に、対象者となる方へ利子補給金のお知らせを送付いたします。毎年、下記①～⑥の流れを繰り返します。



<お問い合わせ先>

千葉市保健福祉局地域福祉課

千葉市中央区千葉港1-1

(電話) 043-245-5158

(FAX) 043-245-5620

(メール) chiiki.HW@city.chiba.lg.jp